

研究ノート

近代中央集権的國家権力形成の先駆 (二)

——絶対王政期を主として——

河野秀壽命

III

I、主権 (Souveraineté, Sovereignty, Souveränität)

王権の伸張を助け、後には、國家の絶対性を擁護するのが《主権》概念である⁽¹⁾。王権が内外の政治勢力により、自己の権力やその行為が干渉・抑制されるなどを崩し、自己の最高性を弁証するための政治的觀念が主権概念の発生的性格であった。堀豊彦教授は、「このことを「主権概念は、近代民族國家の、したがつてその代表者としての專制君主の政治的主体性確立の利器であった」と述べておられる。王が何物にも拘束されず、領主層等の封建的諸集團の抵抗力を收奪し、自己意志を排他的に貫徹し、国内における最高性と對外的な独立を確立する」ことを擁護する理論が、主権論であった。よって君主主権論がその最も古いものである理由は、これにある。

主権の属性としては、最高・絶対・不可分・不譲渡・不可抗・自立・排他等々が挙げられるのが通例である⁽³⁾。これ

らは、まさに王権が自己権力の拡大・強化を計り、上位で普遍的権力を標榜する教皇権・皇帝権からの容喙を排し、自王国内での諸階層の反抗を鎮圧し、その絶対的権力地位を確立する過程に生じたものであった。主権とは、歴史的に形成された概念＝「歴史的カテゴリー」であり、まさにイエリネクの指適「主権とは、その歴史的起源によれば、一つの政治的観念であって、それが後に法律的観念に濃縮されたのである。世間知らずの学者がそれを彼らの書齋の中で発見したのではなく、数百年にわたる闘争をくりひろげた強力な諸勢力がそれを生み出したのである」⁽⁴⁾が至言である。私は、これらの諸属性が如何に形成されてきたのか、その実質的な事項について前節において考察している。敢て極論的に言えば、前節すべてが主権概念形成史の記述である。これらの記述から、自ずと以下のようなことが知られ得ると思う。

第一に、近代的な主権概念に最も近づいたものを最初に作り上げたのは教皇権であるということ。教皇こそが唯一・最高・絶対の存在であり、地上における神の代理人として世俗世界で全権を保持するものとされた。そして、それが可能となる制度を作り挙げた先駆的な権力機構であった。と同時に、自己の姿を、イデオロギー的に完全に弁証しえたものであった。

第二に、主権概念が、フランスにおいて最初に体系化されたこと。特異な中央集権化の進んだ封建王政を持ち地理的にも普遍的権力から離れている周辺国イギリスではなく、一小封建領主的地位から幾多の内外の介入・攬乱要因を鎮圧排除し、一步一步その地位を築き上げたフランス王権、その最後に、大きな前後三十年にも及ぶ血みどろの宗教的内乱を克服して絶対王政を確立したフランスで体系化された所に、この概念の本質が標示されている。フランスこそは、皇帝権や教皇権に最も先鋭に対立し、国内の地域的画塊性を崩し、王権により強圧的に統一をなさしめた最初

で唯一の大國であつた。ともすれば地域的分裂に向い対立を生じ易い国状が、主権という概念の高唱につながり、王権をして秩序維持＝平和安定維持の実行機関たらしめたいという希望がそこに多く含まれていた。従う考えてくれば、フランス以外に、この概念は体系化されなかつたであろう。

主権概念形成の意義について以上のように画定した我々は、つづいて、主権における問題点を攻究してみるとする。なお、書いたまでもない」とはあるが、以下で取り上げる諸論点は王権によりその形成が担われた中央集権的国家権力の排他的最高性を弁護し、その支配の実効性を擁護するのに特に役立つたと考えられるものである。

(1) 領域主権

主権の属性として第一に挙げられる排他的独立性は、歴史的にみれば十三世紀の初めに、早くもフランスにおいて認められる。⁽⁶⁾ W・ウルマンは、フランスの王権が他の如何なる権力よりも独立していることを認めさせた初期の顯著な例として挙げている。ウルマンの研究によれば、教皇インノケンティウス三世は、フランス王と皇帝との対立に介入し、やゝ「フランス国王には、世上権においていかなる上位者もなし *insuper cum rex (Franciae) superiorem in temporalibus minime recognoscat*」⁽⁶⁾ と認わしめ、フランス王の皇帝権からの独立を認めさせていた。⁽⁷⁾ の世紀の後半にいたる頃、王は王国内に唯一・最高・独立の権力者としての地位を表示する原則「王は自己」の王國では皇帝である。Rex in regno suo est imperator」が表明され、「the king was souverain over all baron, and for the reson he could make orders for the common good and profit as it pleased him」であるとわれた。王の地位、やがて“Souverain”となる言葉で示されたものがになつた。やゝ、このよつたなフランスの例よりも更に明白に皇帝権の普遍性を終焉せしめ、王権の領域的独立性を確立せしめるための考え方は、同時期の文化の最先進地

域ナポリ王国にあらわれた。この考え方を提示したのが、ナポリ法学派と呼ばれる一群の学者達で、その代表者としてはマリウスとイセルニアのアンドレーアスがいた。彼らは、一定領域内の政治支配の最高権は、そこに住む王に排他的・絶対的なるものとして帰属すること。王を越えた世俗權力者（ここでは皇帝権）の王国への介入は、正当ではないと主張した。皇帝権は、実際に皇帝により支配されている地域に限られ、それ以上の普遍的支配権限は持たないと論じた。王は王国内では、世俗支配の権限において皇帝権が享受しているのと同じ権力を自由に行使し得るとした。この考え方は、当時として非常に急進的（ラディカル）なものであったが、十四世紀のはじめ、ナポリ王ロバートと皇帝権の衝突を経て、教皇クレメンス五世（在位一三〇五—一四）により、公式に支持・承認された。そこで教皇は、王を主権者 *Sovereign* であると認定した。これらの考え方の内には、近代の領域主権 *territorial sovereignty* の先駆的形態が見出せる。

中世末には、各王国はともに完全な独立的な国家であり、その主権者の位置には、王が就くことが一般的に承認されていた。

(2) **法観念の変革(法主権)** このような領域主権や君主主権が確定されつつある時に『法の観念』に、重大で革命的とも呼び得る変革が行なわれた。この新しい法観念を自己流に用いることにより王権は、自己の意志を“法”という手段で表現し、それを国内に貫徹せしめ得た。法が主権意志の表明であり、それゆえに可抗性を認めず、それ自身正当性をもつものであるとされた。このような自由な立法権の王権による把握こそが、絶対王政確立への一里塚である。王権は、これにより従来の封建法にのっとり、その順守を通して自己の特権を維持しようと目ろむ領主層の力を大幅にそぐことができた。たしかに自由な立法権には、公共善の実現のためにといふ限定が付いてはいたが、国家を応

々にして自⁽¹⁾の家産と考えていた当時の王権にとっては、王権の利害＝國家の利害となり、公共善は容易に恣意的に改変し得た。

この法観念の革命的な変革とは、次のようなことを示す。⁽⁸⁾ そもそも中世における法の觀念とは、旧い伝統的な習慣・慣行が、法の本質内容を占めており、法とは意志的個人的行為において作られるものではなく、人々が暗に認め受け入れているものを“見つけだす”ノリであった。それが条文化されていく際に Law 又は Statue と呼ばれていたにすぎない。慣習法と成文法の両者いずれもが同等に遵守されなければいけなかつた。これが中世における法の支配の実体であり、支配者は、これを厳格に守ることを義務づけられていた。法の種類においても、普遍的で絶対的妥当性を持つ永久法 lex aeterna・自然法 lex naturalis・神法 lex divina が、地域的・時間的な適用範囲に限界をもつ人定法 lex humana よりは、より高次の優位性と実効性をもつべきものである(「人生の究極目的は人間理性によるだけで達し得ない」「個々の問題についての人間の判断は不確実だから」「人定法は単に人間の外部的行為を取扱うだけだから」等々の理由による)と理解されてゐた。この時代では、『法律が国王を作る』の下にあるぐあやある Rex dēbet esse sub lēge quia lēx facit rēgem』であつた。

しかし、このよつたな静態的で守旧的・現状肯定的な「良き古き法」觀念では、中世末の激動の時代を能動的に社会変化に対応し、政治状況を作為的に指導改変し得ない。ノリに法とは意志的行為であり、諸種の要求に応じて立法行為により制定されるものであると考えられるように変化してきた。よつてこれにより王権は、彼の意志を法という形式で表明・貫徹する手段を得た。法は、王が主権者としての彼の地位権限から出されるゆえに正当性と妥当性をもち(「国王の意志すらも合法の力をおもひ」)[quod principi placuit legis habet vigorem]、可抗性を認めない特別

なものであるとした。この時代では、前述とは正反対の『国王が法律を作る Rex facit legem』となつた。从々からは、後代の考え方、人間社会内の諸団体のうちで、政治体だけが法という手段を介してその意志を貫徹し、しかもそれが他の誰の意志からも独立に、時に最終的な手段として暴力手段を行使して抵抗を排除できる特別なものである、しかもそこに政治体の特徴があるという考え方。また国家とは法的制度であるとする国家法学的思考や、法とは主権者の命令としての実定法であるとするオースティン流の法学思想の萌芽が認められる。

(3) **主権者** このように、法が、王権による権力強化の有効な用具として活用されると、法の制定権者は誰であるのか、別言すれば、最高支配の権力は誰に帰属するのかが重要な課題として映び上ってきた。これはまさに主権が最終的にどこに帰属するのかであり、王の專制化とそれに対する民衆の反抗という時代を背景に、君主主権か人民主権か、が重大な政治争点となってきた。

主権の帰属点を歴史的に述ぶれば、現世のすべては神に由来し世俗は神の絶対的支配下にあるべきであるとするテオクラシー全盛時代は、「神の主権」（トトレルチ）が、これは別言すれば、神の代理人たる教皇に支配の実質が保持されている。それが、アナーニー事件の衝撃的影響と教会大分裂を経て教皇権の衰退をきたした時代、教会を建てなおすべく自浄努力としての公会議主義運動の興隆、コンスタンツ等の公会議の開催による分裂の回復は、一定の成果をあげたが、旧来の悪幣の一掃とはならなかつた。公会議主義運動の失敗＝教皇権の絶対性の再確認は、宗教改革の激動を招いた。教皇権の衰退は、国民国家の発展を促し、君主主権成立への強力なテコとなりえた。そして君主主権は絶対王政下において確立した。しかし、王権の專制化・横暴の露呈は、人民の反抗権・革命権を正当化する人民主権の高唱となつた。市民革命を経て、各国はそれぞれの国状に応じた主権論が提唱された。それは、イギリスの“King

in Parliament”に主権が有りとする議会主権、フランスに典型的に示されるブルジョアジーの利害を色濃く反映する国民主権、ドイツの封建勢力（特にウンカー）の残存形態の強さから国家という抽象的に主権を帰属させて旧守派とブルジョアジーの合体した政治指導層に支配権の実質を把握させた国家主権などが、その代表として挙げられる。いずれも、実質的には、中央集権的な国家権力に強大な権力行使を保障させることを目くろんでいるものであった。

(4) J・ボーダン 以上で、主権の意義についての私の記述を一まとめてもいいのではあるが、主権について考察しておいて、J・ボーダン（一五二九—三〇一九六）について、一語も言及しないのは、不適切のそしりをまねきかねないので、ボーダンについて必要最小限度だけ述べておく。しかし、彼の理論の事質内容は、上述で名を挙げず述べられてはいるが。

主権の最初の体系者としてのボーダンの理論は、彼の時代までのフランス史の歴史的経験と彼が置れていた当時の国内状況（ユグノー宗教戦争の真最中）の集約的な表現であり、彼の危機意識の表明であった。彼、ボーダンは、絶対王政化が明瞭化されつつあるフランソワ一世（在位一五二一—一五四七）の時代に生れ、ローマ法の研究を王権強化に結びつけるのに活躍する法学者達を輩出した当時最も重要な大学の一つトゥールーズ大学に学び、かつ後にそこで教えた。一五七二年のサン・バルテルミーの虐殺事件を極点とするユグノー戦争の時代に、一時期ブロアで実際の政治的活動に従事し、宗教的寛容を説いた。しかし、彼の本領は、あくまでも理論法学者であり、一五七六年に主著の『国家に関する六篇 Les six livres de la République』を出した。ナヴァル家のアンリが即位してアンリ四世となりブルボン王朝を開いた七年後、アンリ四世がカトリックに改宗し（一五九三年）、さしもの長い内乱が収拾されはじめた一五九六年に死亡した。彼の死の三年後一五九八年にナントの勅令が出され、宗教上の寛容が認められ、

宗派的偏見を克服し、國家理性の勝利の凱旋が確定したかに見えた。表面的には、ボーダンの夢が実現されたかに見えたが……。⁽¹²⁾

ボーダンの主権概念の意味とは、「内部的に観察すれば、服従者に対して最高の権力として現われるを以て、國家内に於ける他の凡ての権力は、かかる最高権の派生物たる地位を占めるに過ぎない。更に又それは外部的には、全く不羈的権力である」⁽¹³⁾ 又、「主権とは、一国家の絶対的で永続的な権力である。絶対的な権力でも、それがだれかに一定期間だけゆだねられる場合には、彼を主権的な支配者とよぶことはできない」⁽¹⁴⁾ という記述に端的に示されている。

そして、この主権の実質的帰属点には王権が想定されていた。彼が掲げる主権の具体的な属性としては、立法権、戦争と平和に関する対外的な権限、最高官吏の任命権、最高裁判権、恩赦権、貨幣鑄造権、課税権、度量衡の制定権、忠誠と服従を求める権利等が数えられる。これらは、まさに当時王権により求められていたものを列挙したものであつたと言われている。⁽¹⁵⁾ このようなボーダンの理論からは、王権への権力集中を、王権の最高性・絶対性を擁護する部分が目を引き、それにより彼の理論は、全く王の専制化・絶対化を一方的に認める権力主義者流のそれと同様のものであると誤解されるおそれが生じる。しかし、ボーダンの理論はそうではない。彼は、主権が自然法や神法なる限りの規範としての《lex》に従属・拘束されることを説いたし、恣意的な王権による自由な臣民 *citoyen* に対する自由や私有財産への可侵性を否定した。彼の主権高唱の本意は、国内での宗教的・政治的分裂を克服するために国家権力（具体的には、正統な世襲君主）の絶対的強大化により、国内の安定と平和確保を目指すものであり、ある種の〈法治國家〉を作ることを構想していたとされる。⁽¹⁶⁾

かくの如く、J.ボーダンの主権概念は、王権の強大化とそれによる国内の強権的統一を保障するための概念を示し、

同時に後の時代に展開されるるゝの概念の高压的・權威的なものを生み出す素因を内含してゐるゝと又事実である。

そして、ソリでも、我々の提起する主権概念ソが、王権によつて担われる中央集権的国家権力形成を助ける最も有力な要因の一つであることが明白に知られ得ると思ふ。

(1) 以下の記述は、G・イヨリネク 前掲訳書三五五～三九七頁、中村哲『政治学事典』(平凡社)の所収の「主権」の項目六四〇～六四一頁、原田鋼「政治主体性の論理と近世的主権概念」『主権概念を中心としてみたる政治学史』研進社版、一一〇～四九頁、堀豊彦「国家主権の絶対性」『近代国家論第一部権力』弘文堂一～八九頁等を参照。

(a) 堀豊彦 前掲書 四頁。

(3) ハ・ボーダンが、主権の属性として挙げたものを、後の人々が引継いだりむすりより、通例としてこれらが取り挙げられるようになつた。しかし、主権のこれららの属性に対しても、現代の国際関係の緊密化に伴い、再検討が要求されてゐる。蠟山政道「国際社会における国家主権」『近代国家論』弘文堂一～六六頁、Hans J. Morgenthau, Politics among Nations, 1948, Fifth edition. Revised, 1973, Alfred A. Knopf, pp. 315-334. を参照された。

(4) ハ・マッキネル 前掲訳書 三五五頁。

(5) Walter Ullman, The Development of Medieval Idea of Sovereignty, The English Historical Review, VOL, LXIV, January, 1949, pp. 1-33. Walter Ullman, 1965, op. cit., pp. 195-199.

(6) Ibid., 1949, p. 4, p. 8.

(7) Walter Ullman, 1965, op. cit., p. 156. ハの訳葉は、十二世紀中頃の著名なフランス人法学者ボーマハーレルによつて主張されたものである。

(8) ハトゼ、フリッカ・ケルン 世良晃志郎訳『中世の法と国制』創文社、Fritz Kern, Translated by S. B. Chrimes, King ship and Law in the Middle Age, basil blackwell oxford, 1948. 久保正幡「中世ヨーロッパ」川島武宣編『法社会学講座』歴史文化と法一』岩波書店一七三～一九五頁、村上淳一『近代法の形成』岩波全書、H・ローリング 久保正幡・村上淳一訳『近代法への歩み』等々を参考した。たゞ、近時の中世法史学の問題を、簡潔に知らしめてくれる論文、西川洋一「カル・クレッシャン『中世の国制史と法制史』翻訳と解説」『国家学会雑誌』第九十七卷七・八号、五三〇～五六九頁があ

- (9) 加藤新平『新版法思想史』勁草書房 五〇頁。
- (10) F. W. Maitland, 1968, op. cit., p. 198.
- (11) J. W. Allen, *A History of Political thought in the Sixteenth Century*, 1928, university paperback, 1960, p. 280.
- (12) *Ibid.*, pp. 394-399.
- (13) 原田鋼 前掲書 二二二頁。
- (14) 成瀬治『大世界史13』朕は国家なり 文芸春秋 九一頁。
- (15) 福田歛一『政治学史』東大出版 二七三～二七四頁。
- (16) G・イリネク 前掲訳書 三七三頁。
- (17) わざに詳しきは、佐々木毅『主権・抵抗権・寛容』岩波書店を参照されたい。

II' 官僚制 (Bureaucracy, Bureaucratie, Bürokratie)

絶対王政における官僚制がいかなる役割を担っていたかは、成瀬治教授による以下の言葉がその意味を明確に示してゐる。

絶対王政の基本的志向が、モナルヒックな官僚機構——しばしば常備陸軍によって補強せられた——を通じて封建的諸階層の間に國家権力を貫徹し、特権の担い手たる諸身分 (*Stände*) から、彼らが本来有していた局地的支配権力者としての性格を剝奪することによって『身分制社会』をいわば非政治化するにあつた以上のような王権による支配を実質において支えた絶対王政期の官僚制は、この時代に突然にその姿を表わしたのではなく、中世末期から王権の拡大・強化と共に、王権支配の手段として整備・発達してきた。

ところで、まず我々は、如何にして中央集権的な統治機構の手段としての国家官僚制が各国において形成されてきた

かを問うてみることにする。

中央集権的な官僚制の高度に発達した初期の例としては、十二世紀、ノルマン・シチリア王国がある。この行政制度が後のフランスやドイツの発達に大きな影響を与えたとハイリッヒ・ミッタイスが指摘している。⁽²⁾

シチリア王国の独特の集権的官僚制機構（ドハーナ官僚制）については、それが真に専門分化と経営管理が徹底した財務官僚制を持っていたかについて疑問が提示されはいるが、しかし、ここに王を中心とした国家行政的官僚制の先駆的なものを認めることができることはたしかである。

このシチリア王国の官僚制におとらない集権的な行政官僚組織の形成は、イギリスにおいても存在した。O・ヒンツュは「宮廷における強力で合理的に整備された官僚組織が存在した。この点でも、イギリスは中央行政機構の面で依然として幼稚な段階にとどまっていた他の周辺諸国に比べて一頭地を抜いている」と述べている。⁽⁴⁾

イギリスの封建王政は、征服王朝たることを理由として、当初から、強い王権と独特的集権的統治構造を形成していた。そこに王権を補佐する集権的官僚組織が発達する素地があつた。拡大しつつある王領の効率良い管理と行政実務の複雑化は、国王とその少数の重臣達の宮廷 (Curia Regis) による政治では、よく抗しきれず行政機構の宮廷からの分化形成がなされた “Went out of Court” (タウト)⁽⁵⁾。この宮廷からの各行政部門の分化形成がさらに官僚制化を促した。このことは、他の各国ともに同様の分化過程が認められる。しかし、分化した行政機構が、貴族層の支配する所となり、王により、容易に操縦できなくなつた。そこで王は自己が自由に操縦出来るものを宮廷に私的に作り、それを用いて支配を行つた。この例は、特にイギリスのエックスチャーカー Exchequer と、国王の私的なウォードローブ Wardrobe・チヤンバー Chamber 間の国家財政上の実権対立に認められる。

王権下の官僚制の発達は、財務行政部門において著しく、これが近代的国家官僚制形成への橋渡しをなした。

それでは、各国の絶対王政期の官僚機構の発達について、一べつを与えておく。

イギリス テューダー王朝の官僚制は、フランスやプロシアなど同じ絶対王政期の官僚制に比して、その体系性や組織性の密度において劣るところがある。しかし、これによつて王権の支配が脆弱であつたことは意味しない。イギリスでは中世からの伝統的政治制度がそのままに王権による絶対支配に適応し得、新たな政治制度を作る必要はなかつた。S・B・クライムズによればイギリスの中世行政制度は、「至上の執行権限が帰属している唯一の人である国王による個人的統治の原則を表すべく案出・作成された王政の創造物であり道具であつた」⁽⁶⁾とされる。よつて、バラ戦争という大貴族内乱を鎮定し、貴族層の掣肘を脱し、自己の内に絶対的権力を集中したヘンリー七世の王権は、この中世的行政制度、つまり王の個人的支配体制の道具を再構築・発展させることにより要をなしえた。これが他国では絶対王政の行政制度が中世的制度との切断が強いのに、イギリスでは、制度の伝統的連續面が強い理由である。これを評して、W・C・リチャードソンは、以下のように言う。⁽⁷⁾

チューイダー支配の“新しさ”は政治システムの新奇性にあるのではなく、徹底性にある。古い制度は活気づけられ新しい用途に改造されたが、他方新しい機関は、確立された先例の伝統的形態に従つた。多くの改善が導入されただけれども、それは十五世紀の行政の本質的連續性を実質的に破壊しなかつた

それでは、この連続的側面の強い政治システムにおいて、王権強化の役割を果す国家行政官僚制度の整備・発達を順次みていくことにする。⁽⁸⁾

王権の下での行政組織の中央集権的制度の形成は、財政機構において著しかつた。王権の絶対性は、その財政が独

立し、安定性を確立していないとき期し難い。ヘンリー七世は従来の国家財政機関としてエックスチカー Exchequer に替り、王の私的機関を、つまり チャンバー Chamber を王国財政の中核機関とした。王は、自己の広大な王領地の管理合理化（調査委員会の派遣・巡回会計検査官の任命）をなし、この収入をチャンバーに委ねた。

チャンバーは、その下に会計検査局（一四八八年）・大権局（一四九九年）・後見局（一五〇三年）を擁し、中央集権化と組織の専門分化をなした。次のヘンリー八世はこの傾向をつむぎ、チャンバーを法制上の国家財政機構とし、大法官 Lord Chancellor トマス・ウルジーとチャンバーの大蔵卿 Treasurer of the Chamber ジョン・クロンを用いて、集権的整備をなした。

一五二九年、さしもの権勢を誇ったウルジーが失脚し、トマス・クロムウェルの表舞台への登場となつた。⁽²⁾ このトマス・クロムウェルの一五三〇年代の一連の業績を高く評価し、この時期をイギリス行政史上特筆すべき転換点として捉えたのが、G・R・ハルトンの研究である。ハルトンは、三〇年代のクロムウェルにより生み出された中央行政全般の変革を、Tudor Revolution と名付けた。⁽³⁾ このような捉え方に対しても、研究者間に論争を生み、我が国におけるこれについての紹介論文が多々ある。

クロムウェルは、まず財政部の長官を多く兼職し、財政面における専門部局化と集権化を進め、国家財政官僚制化を進展させた。ついで彼は、国王秘書官長 Principal Secretary を占め、外交を握り、国家の三大要職（大法官・大蔵卿とならぶ）の一つ王璽尚書 Lord Privy Seal にもつか、国家行政全般の最高機構＝王の評議会 Council をリードした。彼は、財務・行政・外交に卓抜な実務能力を発揮し、国王の全幅の信頼の下に、最高権力者へと成り上つた。

クロムウェル政治の有名なものとしては、ヘンリー八世の離婚問題に端を発したイギリス宗教改革における王の意

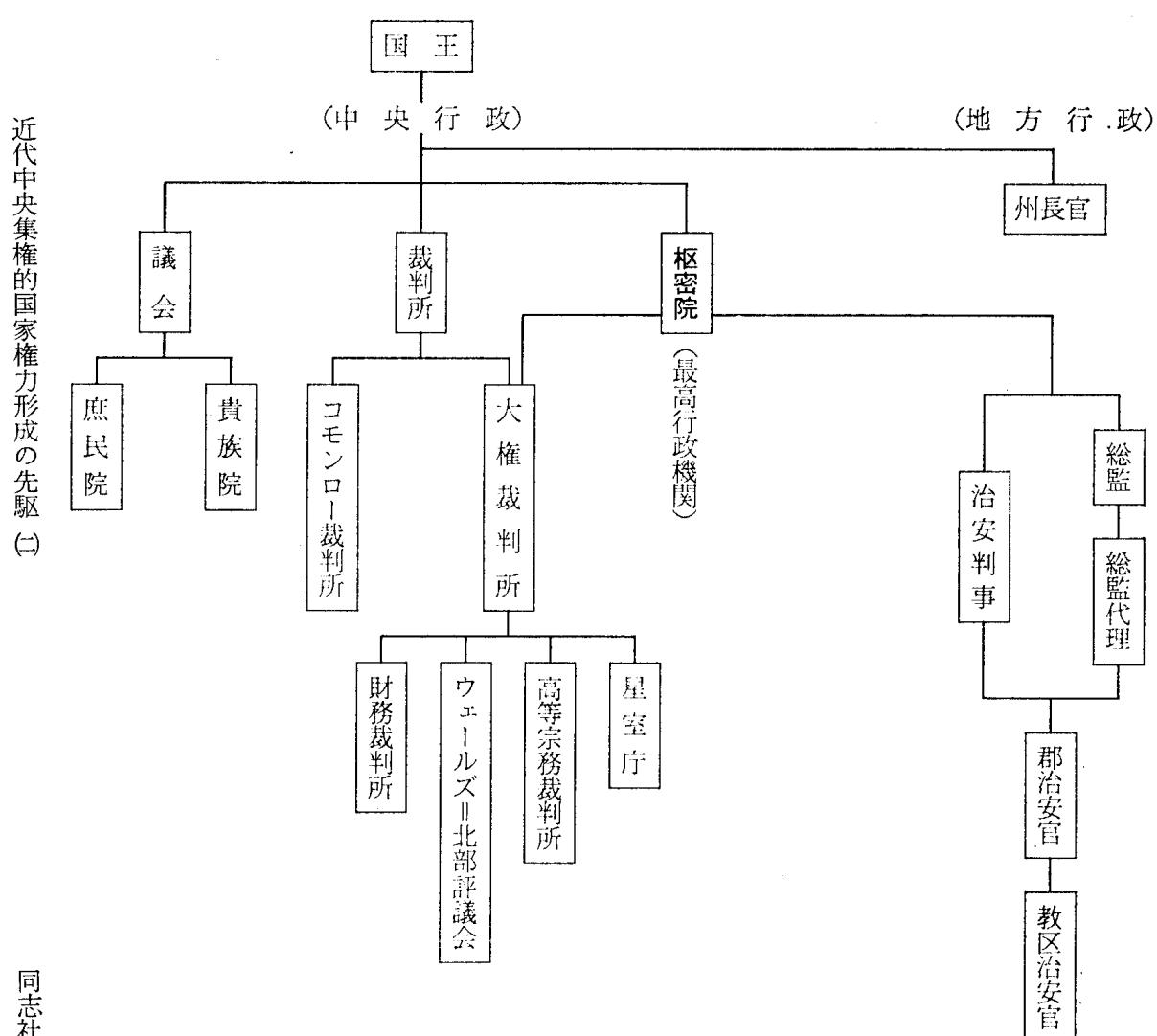


図1 エリザベス朝期統治機構

制度（国王秘書 Kings Secretary が國務大臣 secretary of state と発展する）、(イ)評議会の一部の重臣会（内評議会）を改組し、最高行政機関としての枢密院 Privy Council を創設する。（実際の設置は彼の死後である。）
 ① 国王家政 King household から、

を体した主導的な働きがある。改革への反対者（大法官トマス・モア、ローチュエスターの司教フィッシャー）を処刑し、ローマ教会の国内での勢力を根絶すべく修道院領を没収し、王のものとした。彼の政治手法は、冷酷な計算にのっとる血の強圧政治であった。一五三〇年代のクロムウェルの変革によって生み出されたものとしては、(イ)財政組織の集権的官僚化、(ロ)補弼大臣の

チエスターの司教フィッシャー）を処刑し、ローマ教会の国内での勢力を根絶すべく修道院領を没収し、王のものとした。彼の政治手法は、冷酷な計算にのっとる血の強圧政治であった。一五三〇年代のクロムウェルの変革によって生み出されたものとしては、(イ)財政組織の集権的官僚化、(ロ)補弼大臣の

政治行政機能をもつ直属部が宫廷から出て、国家の独立分化機関となる。国王家政と国家行政の分離へ向う。等が数え挙られる。⁽¹⁰⁾

このクロムウェルによる中央行政制度変革が“血のマアリー”的反動を経て、イギリス絶対王政の盛時、エリザベス一世の時代の basic 政治構造を作った。それが図 1 である。

しかも、ここで気付くことは、ヘンリー八世のクロムウェル、同じくエリザベス一世の寵臣ウィリアム・セシルのように国王秘書長官個人への絶大な権力集中と彼を手足の如く使い達成された国王権力の絶大化と政治の中央集権化である。これを評して、S・B・クライムズは、次のように述べている。⁽¹¹⁾

御璽と国王の個人的信頼により武装された国王秘書が、その手を経る外交・国内問題のすべての糸を有し、評議会及び議会において国王の個人的代理人としてその資格とそれ自身が有している他の類のない事務知識とにより補強されて、国王統治にそれ以前のイングランド史においては達成できなかつたほど集中された能率と活動をもたらすことができたし、又現にもたらしたのである

ならば、これらの中央集権的行政国家体制を作り上げたテューダー王権の官僚は、いかなる階層によって占められていたであろうか。

テューダー朝前期の行政中枢の評議会・エリザベス朝の枢密院の指導的官僚を調べた大野真弓・尾野比左夫両教授の研究によれば⁽¹²⁾、その出身階層は、騎士・ジェントリー層であった。彼らは、教育をオックス・ブリッジで受け“イギリス第三の大学たる”法学院を出たものが、主要で重要な地位を占めていたことが知られる。彼らは、王領地管理などの王の行政組織内で能力を表わし出世し、王により貴族に叙せられ、王権へ特別に強い忠誠心を持っていたとさ

れる。」のようないき・ジョンストリー層の国家行政の中核への進出は、はやくもヨーク朝に認められ、エリザベス朝には明白なものとなっていた。しかも、この騎士・ジョンストリーなどの中産的社會階層が議会の庶民院の大半を占めた。王は、」の階層に特別配慮し、彼等の忠誠を確保するのに努めた。王と」の中産階級の利害の合致が「順従議会」を現出させた理由である。

しかし、」のエリザベス一世時代は、国王と民衆との間は、平和な蜜月時代だけではなかった。確かに女王は広い国民的支持を受けてはいたが、他方、彼女の統治は、国内治安の維持と政令違反をなす反抗者を裁く星室庭 Star Chamber と、自らを頂点とするイギリス国教会 Anglican church に反対するカトリックやピューリタンを取り締るために新たに高等宗務官裁判所 Court of High Commission を設け、あびしい処刑を課した。」のようにイギリスでも絶対王政擁護の強圧機構が存在し、それが多くの血を流した」とを忘れてはいけない。

ついでに、地方行政はどのようになっており絶対王政の支配が如何にして貫徹されていたのか。

」の当時イギリスの行政区割は、上から州 County or Shire 一郡 Hundred 一村落 Township or Vill であり、ヘンリー八世の宗教改革の後、最下位の単位は、教区 Parish となつた。⁽¹³⁾

各州には、伝統的制度たる州長官 Sheriff が置かれていた。彼等は、国王が任意に任命でき、かつては州のすべての行政事務について大きな権限をもつてはいた。しかしその時期には一部を除いて大幅に権限が縮小されていて、これにかわって大きな権限を振ったのが、治安判事 Justice of the Peace であり、統監 Lord Lieutenant であった。

とりわけ、治安判事は『テューダー朝の雑役婦』(Tudor maid of all work) という言葉が示すように、地方の政治や宗教政策ばかりでなく行政・司法・労働政策をも含む、すべての日常の地方政府全般を司どつた。」の治安判事

制こそイギリス絶対王政の地方行政での特徴的かつ主体的な担い手であった。王権の政策は、これを介して地方に行なわれた。この治安判事制について、B・H・パトナムの重要な研究があり、これに触発されて、我国でも、城戸毅・小山貞夫・鶴見卓三諸教授の研究が発表されている。⁽¹⁵⁾これにより従来の通説に多くの修正がなされた。ことに、この制度成立のイニシアチブは地方のジエントルマン層等であったこと、有給であったことが私には興味深い。これについて、ここで詳しく述べないのでこれららの研究の結論的表現として、小山教授の記述を引用することにより、これにかえておくとこうである。⁽¹⁶⁾

それは（治安判事制—筆者注）、従来、わが国で考えられていたごとく、第一義的には国王の中央集権化政策あるいは国王とジエントリーとが結んで貴族権力を収奪する中央集権化政策の現われではなく、むしろ国王以下、貴族・ジエントリーを含めての封建支配層の勢力基盤であった荘園制の崩壊すなわち領主制的諸関係の変質、とりわけ封建的雇用体系の解体が、ペストを境にして急激に進展しつつあったという事態に対処すべく、支配層全体によつて彼ら全体の利益のために作り上げられた制度であった。

上述の意義と役割を持つて生まれた治安判事は、テューダー朝では、図1からも解るように中央集権的国家権力の地方末端機構として組み込まれ、中央の威令を実行する重要で広汎な機能をもつものとなつた。

治安判事職たるもの資格とは、有産で任地の州の住民でなければいけなかつた。その社会的出自は、圧倒的にジエントリー層であつた。

治安判事の管轄地は州内に限られており、彼らの任命は形式的には「国王および国王評議会が握っていた」⁽¹⁹⁾と言われてゐるが、実質は州の意向により左右されていたようである。職権は先に述べたように広汎であり、テューダー朝

期には、機能が一段と分化・拡大し、過大な負担を荷っていた。⁽²⁰⁾ 治安判事の下の郡には、郡治安官 High Constable が、その下の教区には、教区治安官 Petty Constable がいた。

治安判事は、一方的に中央の命令に服し、州民に伝える媒介者ではなく、地方の実状を反映する存在者でもあった。

この意味において、絶対王政の地方統治には、一定の限界が認められる。

なお、統監については、ヘンリー八世によつて設けられ、エリザベス朝に確立されたもので民兵を統率するものであつたが、軍事面だけではなく「財政・宗教・経済の面にも関与して、地方行政上最高の地位を占めるに至り、エリザベス朝絶対主義の中央集権の地方支配の桿柱となつた」⁽²¹⁾といわれている。これについては以下の常備軍の所で述べることにする。

以上、イギリスの官僚制は、統治機構における伝統的制度の活用と、議会の存在により、その存在や支配形態について従来の研究では弱い光しか当てられなかつた。よつて絶対王制の官僚制について、有給官僚の欠如や、その強権支配がないかの「」⁽²²⁾ことが述べられることもあつた。これらは、一定の限定をつけて認められるにすぎないことは、前述からも解ると思う。イギリステューダー朝の絶対王政も、他国の絶対王政と同じく王の專制権力の下に彼の政策を忠実に実行する行政官僚達により政治がなされ、時に強権支配が貫徹し、多くの血が流された支配体制であつたことにかわりはない。しかも、その官僚や組織はいくらかの近代的なるものが認められるにせよ、高級官僚は、その本質はあくまでも Kings servant であり、彼等により構成された最高・強力政府機構たる枢密院といえども、その実体は「国王にまつたく従属し、国王の意志を実行に移すもとも能率的で驚くほどの活動的な機関」⁽²³⁾であり王の専制支配の手段・御用機関でしかなかつた。

フランス フランスにおける統治機構の集権的整備は、ワランソワ一世（在位一五一五～四七）の時代に大きく進展した。この時期、財政・行政組織の王権への集中化のための改革がなされ、官僚制化が大きく前進し、絶対王政化が明瞭化した。しかし、続く宗教戦争の内乱は、その前進を頓座せしむるかにみえたが、内乱を鎮圧したブルボン王朝の開祖アンリ四世（在位一五八九～一六一〇）により、国内の統一と秩序の回復、統治機構の再構築がなされた。

アンリ四世の下、ショリー公（マクシミリアン・ド・ベチュー＝一五五九～一六四一）が国内の混乱を克服し、統治組織の整備に異常な熱情を示した。ショリー公は、熱心な新教徒として厳格に政務に励み「勤勉と勤欲の権化」と評されている。彼はとりわけ財務上の大規模な改革を行い、王国財政の基礎を作り、絶対王政の物質的基を固めた。⁽²³⁾ 彼は、軍備の増強にも力を注いだとされている。又、同時にアンリ四世の政策は、産業育成にも努め、国内産業の発展が認められる。このようなアンリ四世政権の特質とは、「広範な農民・手工業者層を社会的基礎とし、特權商人・高等法院官僚＝上層新地主層を直接の階級的＝財政的支柱とし、さらに周辺に、中小新地主層および下級貴族層を結集しつゝ、そうした国民的基礎の上に立つ統一権力＝絶対王制であった。」と指摘されている。⁽²⁴⁾ この特權商人・高等法院官僚＝上層新地主層こそが、初期ブルボン朝絶対王政の官僚制の担い手であった。

次ぐルイ十三世（在位一六一〇～四三）の時代は、宰相リシュリュー枢機卿（一六一三～四三年の頃）による王国の拡大と王権強大策の実行が見られる。彼はこのために、対外的にはパプスブルグ家の勢力失望を目指し三十年戦争に積極的に介入し、国内においては、王権への反対勢力を排除し、行政機構の改革を断行した。彼の政策遂行は、そのための財源として広く過酷な税の取り立てによりまかんわれた。このために全国的な官僚徴税機構が成立した。この当時の租税としては、直接税 Taille の他に、多くの間接税（塩税 Gabelle、商品税 Aides、関税 Traites）が設

けられていた。この税の取り立てが徴税請負制 *ferme générale* により、一部巨大金融業者がこれにあたり、過酷な民衆収奪をなした。このようなリシリューの支配は、各地に怨嗟の声が満ち「塩税反対」の民衆反乱を頻発させた。

リシリューは、これらを弾圧し、王権強大化に邁進した。

リシリューが登場してくるまでのブルボン絶対王政の官僚制は、旧官僚制と呼ばれ、さきに述べた特權商人＝新興地主階級が、ボレット法（官職の売官制と世襲制を公認したもの）により、高等法院官職などの上級官職を独占し、旧来の支配階級たる貴族層の勢力を削いだ。これら新興商業ブルジョアジー出身の高等法院官吏を王権は、利用・依存して、官僚機構の中核に置き、地方支配を貫徹させた。いまだ地方では、大貴族が州総督 *Gouverneurs de Province* として政治・行政権を握っていたので王権は、これらに対して各地の高等法院に最高の司法権だけでなく、行政権をも賦与して対抗した。しかし、一六二一年から一七六年をピークとする旧貴族層の反乱の鎮圧と、これに伴うこの階層の全般的な衰退は、官僚制地方統治構造に新たな展開を生んだ。それは、この期までの売官制による高等法院勢力の強化政策は、各地に旧貴族層にかわり新たな高等法院官僚層による巨大な既得権限と権益を生じさせ、この勢力が王権への対抗物として姿を示すようになった。これに対抗して、リシリューは、地方総監 (*Intendants* = 知事・国王監察官とも訳す) を本格的に設け、高等法院層を排した国王による直接任命・派遣された官僚による地方行政の直接把握をめざした。⁽²⁵⁾ これが絶対王権の直接出先機関として各地方で専権的な権力を振った。この地方総監については、後で論ずる。

リシリューの生涯は、王権強化・王国拡大のために捧げられた。それは、彼の遺言「わたしには、国王と国家の敵よりほかに敵はなかつた」⁽²⁶⁾ によくあらわれている。このリシリューの後を継ぐのが、マザラン枢機卿（一六四一

(一六六一の時期)である。

マザランは、内政面では旧勢力（高等法院・貴族層）の反乱たるフロンドの乱（一六四八—五三）を鎮圧し、外交面では、三十年戦争の終局（一六四八年ウェストファーリア条約）、スペインとの間に一六五九年ピレネー和約を締結し、国境を定め国威を著しく高め、対パプスブルグ家に対するブルボン王家の優位を確定させた。マザランは、王権の伸張強化に努め、これをなし、ルイ十四世にひきついだ。ここに、一六六一年、ルイ十四世（在位一六四三—一七一五）の親政による“大世紀”“フランスの栄光時代”が現出した。

ルイ十四世の支配は、中央集権的官僚支配体制を確立せしめた。ルイ十四世期のフランスを、レオポルド・フォン・ランケは「今やこの国家の君主たるすべを完全に心得た一人の王を載き、その貴族は長いあいだの反抗ののち遂に服従せられ今では宮廷でも陣中でも終始一樣な熱心さで王に奉仕し、その僧侶もまた法王に対立してまでこの王に味方しているフランス——かくしてこの国は以前のいかなる時代よりも一段と團結し、一段と強力である」と述べている。
ならば、ルイ十四世の絶対王政の統治機構とは、如何なるものであつたかを述べれば、こうである。

中央には、王の支配の輔弼機構としては、旧来からの諮問機構として国王顧問會議（Conseil du roi）があり王の親宰の下に、重要な国策・行政・司法等別に会議が開かれ、決定がなされた。そして、その決定が執行機関としての國務輔弼卿（Ministre d'Etat）と総称される行政各部の大尉＝國務尚書（secrétaire d'Etat）により実施された。

ルイ十四世は、一六六一年の宰相制の廃止ののちは、自己の完全專制支配をめざし——ルイ十四世の言葉「余は決心した、自分で、王の称号しかもたないで、だれか他人に王の職務をやらせるような王には決してなるまい」——中央統治官僚機構を変革させた。それが図2である。

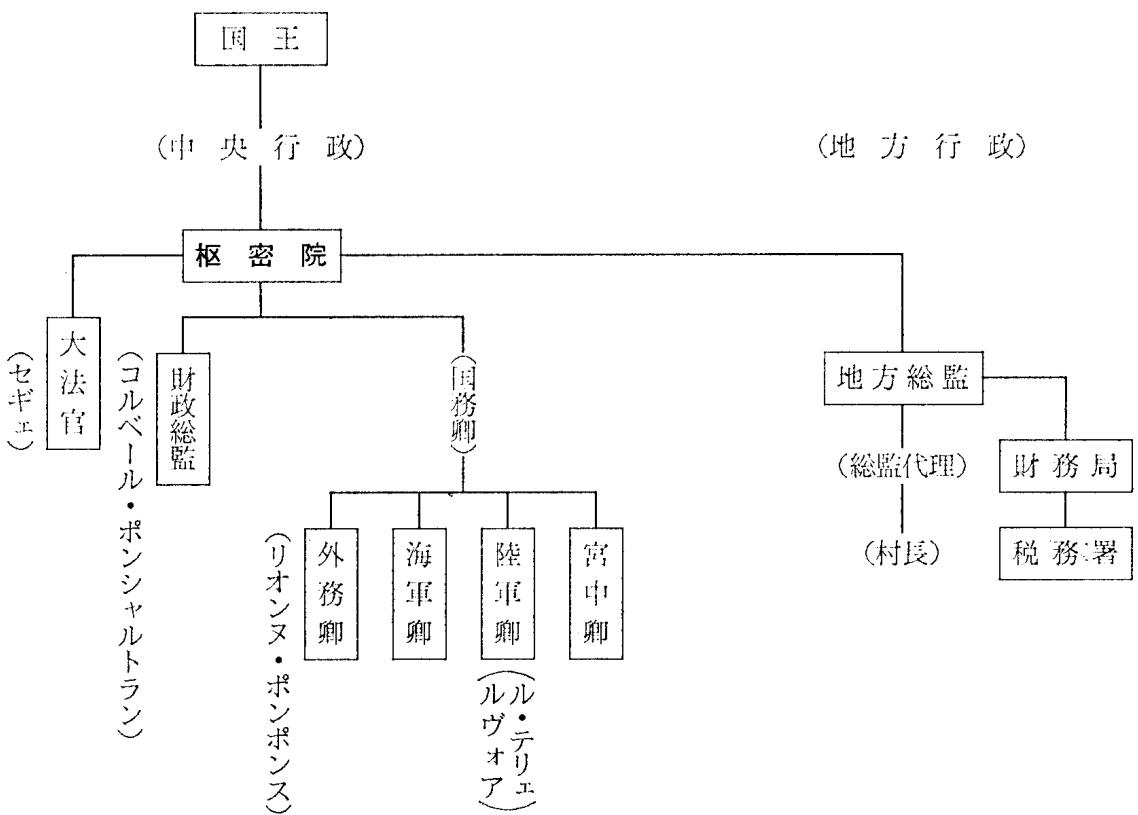


図2 ルイ14世時代の統治機構

王は、財務行政の集権化と能率化をめざし財務総監 Contrôleur général des finance を創設させた。これに就任したのが有名なジョン・バティスト・コルベール（大コルベール）であった。彼はいくたの顧官を兼任し大きな勢力を振った。そしてこの財務総監と三・四名の國務尚書（外務卿・海軍卿・陸軍卿など）からなる枢密院が王国統治の最高決定機関となつた。この枢密院では所轄事項別に國務會議（Conseils ordinaires）——内政・財政・司法・宗教の各國務會議——が開かれ、政策の審議と決定がなされた。この枢密院を構成する重臣には、コルベール、ル・テリエ、リオンヌという特權商人出身者が占めた。中央官制の頭職には、ルイ十四世の意志の元に、旧来の名門大貴族は排除され、すべて商人出身者で占められた。これを評して「三人のブルジョアが國家の統治において主役を演ずる」又、「王室官僚は商人出身者によつて全面的に独占されてしまつた」と言われている。ルイ十四世統治の中期以降、中央高級行政官職は、

ル・テリエ一門とコルベール一門という二大門閥により独占され、王は、両者の反目を利用してながら支配をおこなつたとされる。⁽³²⁾

次に、地方行政はどうか。フランスは、地方分権的色彩が強く行政区画が非常に複雑であり、異った慣習法の存在により更に混然たる様相を呈していた。各地方には、これに付着した在地旧官僚貴族層の高等法院による支配が頑強に存続し、王権の直接支配を阻んでいた。これら高等法院支配を排し、王権による地方直接支配の手段が、リシュリューにより整備された地方総監である。

地方総監とは、王権により直接に派遣された強大な権限を持つ官僚であり、これが先のイギリスの治安判事による地方支配との大きな相違である。この王権による専制官僚支配の手段たる地方派遣官僚は、ルイ十四世時代、全国に約三十人置けていた。彼らが如何に大きな職務権限を持つていたかは、その正式名称がよく表わしている。それはIntendants de justice, police et finances, commissaire départi en telle généralité pour l'exécution des orders du roiである。⁽³³⁾この官僚の特徴としては、千葉治男氏によれば、(イ)俸給官僚であり役得収入を得る、(ロ)は禁じられた。(汚職の観念の発生)。ロ官職が古い官職のように家産的なものではなく、王権は自由に任命・解任できた。⁽³⁴⁾この官僚は中央上級官職への登竜門であり、エリート官吏であった。(ハ)任地利害から切斷された人が任命され、中央からの命令を忠実に実行する「中央志向型の役人」である。等々であつた。この地方総監の下に正式な官僚ではないが総監代理があり、その下に農村共同体（聖堂区）の有力者が村長として従つていた。⁽³⁵⁾ここに一つの系統性を持つ主意下達のための地方統治構造が形作られていた。

しかしながら、この巨大な権限をもつ地方総監も直接人民を支配することなく、従来の封建的な支配層（領主・主

任司祭など）を自己の支配下に組み込むことによりその支配を貫徹した。」にも、各國共通の絶対王政下の地方支配の限界点が認められる。

「」のような地方官僚制（アンダンテ・シュプデレグ制）が成立し、それが中央の枢密院に直属して、王権の命令を忠実に実行し、強力に中央集権的支配体制を支えていた。このような支配体制を当時の人は、「フランス王国は三〇人ほどの地方総監によって統治されている」と述べている。⁽³⁶⁾

又、この時期に財政機構も、リシュリューの時代に全国的に集権整備されたものがさらに完備されていった。中央には枢密院に財政国務会議があった。その実質は、財務総監により、統括・管理されていた。地方には、会計検査のための会計検査院、租税の行政争訟のための租税院が数ヶ所設置されていた。全国は、財務行政区として約三〇の管轄区⁽³⁷⁾に分かれ先の地方総監の監察下に置れており、そこに財務局 *bureau des finances* があり、その下に税務署、世話方があつた。このような中央集権化された財務行政組織が、苛酷に地方の財を吸い上げ、真に絶対王権を支えたのであつた。

以上、ルイ十四世期を一つの極点とするフランス絶対王政の官僚機構の確立は、絶対王政における中央集権化された専制官僚支配機構の一つの典型であると結論づけられる。

そして、この期の官僚制の特色とは、親政の名に示されるように王の絶対的専制支配の下では、整備・集権化された国家的官僚機構は単に、王の補佐機関にすぎなかつた。最高官僚といえども王の家内使用人的性格を強く持つていた。そこで官職には、買得性と世襲性が広く認められていたという限界が存在した。

その支配機構の特徴を、中木庸夫教授は以下のように指摘されている。⁽³⁸⁾

極度に収斂された国家機構は、それまでの旧官僚体系（高等法院中核）を完全に圧服しつつ、アンシャン・レジーム末期まで維持されることになる。存在的利害から完全に切りはなされ、王制当局から直接任命されるところの「知事」（地方総監の意—筆者の注）を中心とした国家機構は、在地的利害に結びつく『治安判事』*Justice of the peace*を中核に築かれたイギリス絶対王制の統治機構よりも、いつそう強力かつ専制的な機構であった。

又、教授は、それが商業資本家の利害を如何によく反映しているかについて、以下のように喝破されている。⁽³⁹⁾

ルイ十四世＝コルベール期（＝絶頂期）のフランス絶対王政は、『財閥』型特權商人層の利害を、他の諸階級に対して擁護するため、専制支配の政治機構にほかならなかった。

プロイセン プロイセンにおける中央集権的官僚制発展の端緒は、大選挙侯フリードリヒ・ヴィルヘルム（在位一六四〇—一六八八）の時代である。

彼は、従来の支配機構を大幅に改組し、各地にちらばり、同君連合でしかなかった「ブランデンブルグ＝プロイセン」を一個の強固な国家に導いた英主であった。プロイセンは、典型的な等族＝議会制が支配する国制を保持しており、この等族の勢力をそぎ、分散所領を如何に統一的に支配するかが、君主に荷せられた最大任務であった。ここにプロイセン絶対王政の特徴として官僚制と常備軍の過大なる存在の問題が生まれる契機がある。ことに常備軍の整備・増強は、この国家の存立基盤であり、国家行政組織はあげてこれに集中させられていた。

集権的官僚制の発展は、一七〇一年に選挙侯フリードリヒ三世がプロイセン国王フリードリヒ一世に叙せられる時代を経て、次王フリードリヒ・ヴィルヘルム一世（在位一七一二—一七四〇）により一つの到達点に達した。この王

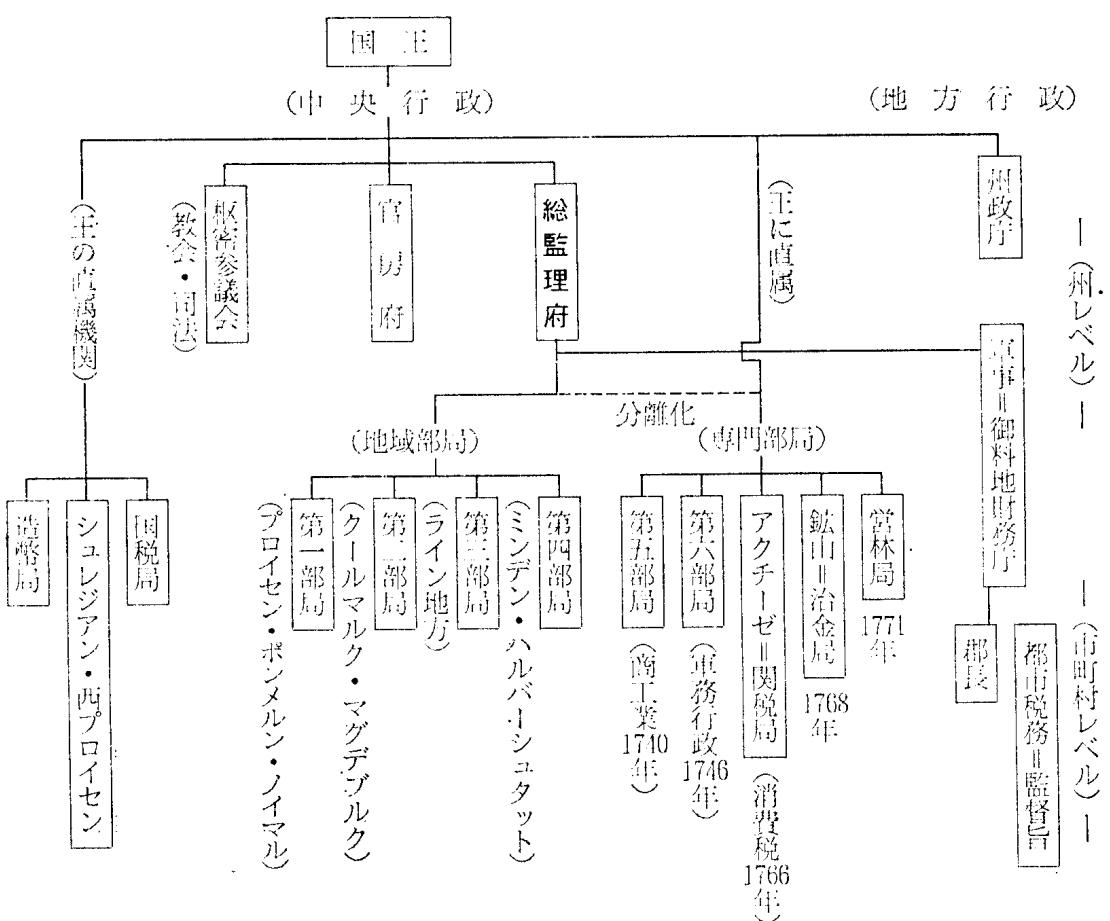


図3 フリードリヒ大王時代の統治機構

は「軍人王」と称せられ、常備軍の増強に専念した。彼は、軍備増強のために中央・地方行政機構を大規模に改革し、王を中心とする中央集権的官僚制による統治構造を築き上げた。このエネルギーで意志力のある国王の下に、プロイセンはヨーロッパで第一級の国力を持つ国家に成長した。

王権の絶対的強固さを示す彼の有名な言葉「青銅の岩」(rocher von bronze)は、プロイセン絶対王制のスローガンとなつた。かの王の遺産を継ぎ、絶対王政の盛時を現出させたのがフリードリヒ大王(在位一七四〇一八〇)であつた。彼は、父王からの中央行政機構を専門分化・分離させ、それの王への絶対的集中・従属化をめざした。⁽⁴⁰⁾

ならば、プロイセンの絶対王政の中央集権統治構造を概略すれば、こうである。図3からもわかるように、中央行政機構には、國家の最高官庁として軍事=御料地財政総監理府(General-ober-finanz-

kriegs-und-domänen-direktorium 略して総監理府 General direktorium) が一七一三年に形成された。⁽⁴⁾ ノルンの官庁は、プロイセンの伝統的官庁の形式たる合議制体を踏襲していた。これに所属する下部部局には、それぞれ大臣がおかれていた。しかし、これは決定を準備するだけで決定は全員の合議（枢密国務会議 Geheime Konferenz）によりなされた。⁽⁴²⁾ ノルンの王の諮問機関兼執行機構は、フリードリヒ・ヴィルヘルム一世の時代は、地域主義と専門所轄主義の混合の五部局であったが、フリードリヒ大王の時代は図のように地域部局と専門部局に分離された。

ノルンの最高官庁を含む諸種の国家官庁につとめ、王の手足となり、絶対王政を支えたのが、新しい官僚と呼ばれる「コミッサール官僚」(Kommissarius) である。ノルンの官僚こそが上山安敏教授によれば、王権の「中央集権化をめざす絶対制軍事国家の前衛的担い手」であり「軍事国家成立の中核的推進力」「旧体制＝等族国家の破壊者」であった。⁽⁴³⁾ しかし、ノルンの総監理府への集中機能は、フリードリヒ大王の時代に衰退していく。王は、中央官庁を介せずして、直接に大臣に訓令（官房政令 kabinettsorder）し、自己の意志を執行した。又、王は、総監理府の内部部局、ことに財務関係をノルンから独立させ、彼の直接の支配下においた。ノルンにプロイセン君主親裁の特異の形態「官房からの統治」(Regierung aus dem Kabinett) が本格的に機能し、王一身において、各種の国家機関が統体的調和を保つ形態くと移行していった。

ついでに地方行政について。従来の州政府 Regierungen は等族が勢力を振っていった時代は、領邦の最高官庁としての無制限の権限を持つていたが、王権が伸張し、中央機関からの出先機関、とくに、各州の総監理府の出先たる軍事＝御料地財務庁 (Kriegs-und Domänenkammer) が州の重要行政を握っていくに伴に、單なる名目上の最高機関となつた。ノルンの軍事＝御料地財務庁こそが、前記のコミッサール官僚による中央官庁の出先として大きな権力を發揮

し、地方行政の中心となつた。

軍事＝御料地財務庁は、純然たる行政官庁であり、国王の収入増加を第一義に、国王の命令を州の利害に関係なく貫徹することに専心務めることであった。これが地方への王権支配貫徹の武器であり、時として、フランスの地方総監に比されることがある。そしてこの機関の下に、農村部に郡長 *Landrat*、都市部に都市税務＝監督官 *Steuerrat* が置れ、地方の末端組織を作っていた。郡長制こそは、プロイセン官僚制機構の特徴を示すものである。

F・ハルトウングは、プロイセン地方支配の特徴について「プロイセンの絶対主義は概してこの分野（市町村行政－筆者注）には及ばず、市参事会や騎士領所有者や御料地のアムトマン（領邦君主の責任にもとづく地方行政長官－筆者注）には及ばず、市参事会や騎士領所有者や御料地のアムトマン（領邦君主の責任にもとづく地方行政長官－⁽⁴⁵⁾筆者注）など局地的統治権がもつ家産的性格に手を触れることがなかつた」と指摘している。

プロイセン絶対王政は、直接に地方農村共同体に介入せず、従来の支配勢力（グーツヘルシャフトを經營するニンカーグ族）を自己の手足として取り込んだ。この封建制の遺物たるユンカー勢力を温存したことを評して、上山教授は、以下のように言う。⁽⁴⁶⁾

西ドイツ・フランスにみられるように絶対主義が進捗するにつれて王権が貴族の農民に対する封建的関係を破り、国王の官吏による村落共同体の直接把握力が進行したのに対し、絶対主義の進捗が騎士領の封建化を斬らし絶対王政と封建騎士領が同居したプロイセンでは、農民は “Hintersassen”（小作人）から Untertaten（隸属民）なり、家産的な裁判権・警察権・教会権力を形成され小国家をなした。郡長は、こうしたコンカー支配の農村を基盤にしたクライスシュテンデを母胎とした

のユンカーにより止められた郡長こそが、あらゆる上級官職への第一歩であり、ここから、大臣・長官へと地位

上昇していった。⁽⁴⁷⁾ ユンカーコロナは、プロイセンの官僚・将校の最大供給源であり、体制保守勢力の牙城となつた。これが後の、ヒトラーレジームまでの政治史において旧守反動派としてドイツの歴史を如何に規定していくかは、いまさら、新たに言う必要のないほど歴史的事実が明白に示していると思う。

ならば、このような発達を示してきたプロイセン絶対王政の官僚制には、どんな特色があり、何がそれを規定していたかを簡単に記すれば以下のようなものがある。

第一に、官僚制が国王の私的・従属物的性格を強固に保持していた。国内の王の直轄領の大規模なことから、王の私的官僚機関の発展が、即、國家官僚制の発展となる。官僚は、家産官僚制的性格をことに強く残していた。直轄領の大きさは「直轄領(Domänen)からの収入が租税(Steuern)収入にほとんど匹敵するほどの大きな比重を占めている」ということで知られ得ると思う。この直轄領、特に、御料地の財務管理官僚が、國家官僚制の先駆的・優越的地位を占めていた。

第二に、軍備整備・増強が最優先課題であり、このために官僚制の集権的改革がなされており、官僚制と軍事機構が密接不可分の関連の下にあつた。これが、プロイセン絶対王政官僚制の最大特徴である。これを評して、成瀬教授は「行政上の元化は、何よりもまず、常備軍制の維持・拡大保障するモナルヒッシュな財政機構の強化充実を中心としていた」⁽⁴⁸⁾ と述べられている。フリードリヒ大王の時代には、行政高級官僚(大臣・長官)に多くの旧将校を任用せしめた。これらの人々は王のためが第一義で絶対的服従と忠誠心を持っており、彼等の軍隊的意識と行動様式が行政官僚制の内へ深く浸透していったという。

第三に、官僚制機構の頂点たる国王の地位権限が異常に大きかつたこと。これは、イギリス・フランスの各絶対王

政も同じではあるが、イギリスでは、ウルジー、クロムウェル、セシル、フランスでは、コルベール、ル・テリエ等の有名な大臣に関連して政策や官庁が表わされることと比較すると、プロイセンは王の名のみ大きくクローズアップされている。プロイセンでは君主は、すべての職分を直裁することを望み出来る限り行なつた。そして、一つ一つの官庁は、よく体系階層づけられてはいるが、官庁どおしの横の関連はうすく国王に従属することによって全体的体系性を持ち得たにすぎない。このような王の絶対支配を明瞭に表わすものとして、フリードリヒ・ヴィルヘルム一世の統治原理がある。それは「朕は主であり王である。朕は朕の欲するところを行なう」「命令に服すべし、議るべからず」⁽⁵⁰⁾である。

第四に、官僚制におけるウンカーに示されるような封建的土地貴族の優越的占有がある。イギリス・フランスにおけるブルジョアジーの大量進出と比するとき一つの特徴である。これは、郡長制のところでふれたことではあるが、プロイセン官僚制におけるウンカーの地位こそが、この官僚制の特色を集約的に表現していた。

これらの特徴からも、知られるとおり、プロイセン絶対王政期の官僚制は“軍事的・租税的・警察的”な強圧的中央集権官僚制であり、上山教授の特異な用語法的に言えば、「権力の集劍化を促す絶対王政」⁽⁵¹⁾（点は筆者）の実働部隊であった。という表現が、最もよくその特性を示している。

絶対王政期の官僚制の進歩面

このような各国の中世末から絶対王政の確立までの官僚制発達史を通覧して、そこに認められる近代官僚制成立へつながる進歩面を検討すれば、以下のようないくつかの事項が列挙できるのではないだろうか。⁽⁵²⁾

(イ) 整合の一元的階層制を備えた中央集権的官庁組織の形成。この官庁組織の発展は、中世からの数百年の発達をしてなされ、絶対王政期に確立されたものであり、その詳細は前記において述べている。

(ロ) 行政組織の集権化・その行務の高度化・複雑化は、その執行者・管理者として、官僚に専門人を要求した。この専門人たる資格とは、ローマ法の知識であり、法学者として技能を持つていてことであつた。この専門的訓練を与える場所が法学校、後の大学であった。この法学校・大学出が如何に権力組織運営に活躍したかは、上記の教皇制や絶対王政官僚制の発展において指摘した。これらの法学者官僚として絶対王政期の有名なものは、スペインの *Letrados*、フランスの *Maîtres des requêtes*、ドイツの *doctores* である。

(ハ) 誠実で勤勉な職務態度や意識を出み出す。⁽⁵⁴⁾ G・ヨーストライヒによれば、絶対王政期の指導理念として「社会的規律化」(Sozial-disziplinierung) が存在したといわれている。社会的規律化とは、人間の生活態度において恣意や自堕落なるものを排し、厳格で規律正しい生活をおくることと、社会全体が秩序づけられていることである。この社会規律化が王権により社会全般（教育・労働・軍隊・行政・庭園の造営等々）に強要され、紀律ある秩序が支配した。絶対君主は、規律と秩序により自己の権力下に安定的な社会を作ることを目指し、紀律の重要性を強調し、人々にそれを強制した。王権の目的は「勤勉かつ誠実・有能にして紀律正しい臣民を育てる」と⁽⁵⁵⁾ あつたとされる。王は、これに官僚に厳格な規律と義務の観念を、勤勉で誠実な職務行為を要求した。

プロイセンの官僚制は、その厳格さにおいて目をみはるものがある。フリードリヒ・ヴィルヘルム一世・フリードリヒ大王は、軍隊・官吏に、規律、勤勉・誠実・忠誠を過酷に要求し、官僚機構の内へスペイをおくり込み、完璧な管理を図るんだ。これにより歐州随一の官僚制を作り上げた。

このような社会規律化は、職務行為における「没主觀的な＝非人格な即物的 目的 (sachlicher Zweck)」(M・ヴュ
バーリ⁽⁵⁷⁾) な行ないを、又、官職を Beruf と意識することを生み出す契機となつた一つの大きな要因ではないだろうか。

(二) 行政の物的経営手段の私有形態の廃止の方向。絶対王政による封建領主層などの中間権力の収奪は、貴族の行政的・軍事的運営手段の自弁能力を奪つた。独自権力を奪われた貴族は、宫廷貴族になるか王の官吏となるかなど、王権を背景にすることにより自己の力を保有する存在に堕ちいった。そこで官吏は俸給のみにたより生活し、自己の生活をあげて職務につぎ込むことになる。このことは、とりもなおさず官僚の物的手段からの完全な分離成就を促し、職務行為における公・私の分離という近代官僚制の特徴形成への方向を示すものであった。これは、同時に官僚制の中央集権的組織制度の発達を促し、官吏の王権への忠誠を確保する手段ともなつた。

(三) 決定や命令が文書に基づいて行なわれることが一般化してくる。王権の拡張と強化は、結果として王の定住と彼を中心とした専門官僚制による高度で複雑な行政指導の量的増加となつた。よって、王は、自己の命令を文書にして執行した。行政事務が文書に基づき、規則正しく迅速に行なわれることが要求された。このような「話し言葉による統治から書き言葉による統治」(J・H・エリオット)への典型的な移行は、十六世紀スペイン絶対王政、カルロス一世からフィリッペ二世の時代に象徴的な形で認められる。カルロス一世は、ヨーロッパ全土に霸を競う皇帝カル五世となつた戦士的君主で、彼の王宮には、ペンとインキがひとつもなかつたと伝えられる。⁽⁵⁸⁾しかし、その子のフィリッペ二世は終日、文書がうず高く積れた事務机ですごしたとされる。多量の行政書類を迅速に処理することは、君主の大きな仕事であり、エリザベス一世、ルイ十四世、フリードリヒ大王は、おどろくべき力で処理したとされる。

絶対王政の官僚制の実相

私は、今までこの期の官僚制についてあまりにもその進歩面を強調しすぎたきらいがある。とまれである。この期の官僚制の根本的な性格は、あくまでも家産官僚制であり⁽⁵⁹⁾、その特質を指摘しておかないと、それは片手落ちをまぬがれえない。

絶対王政期の官僚は、その基本において、君主に人格的に絶対的かつ全面的に帰属する存在であった。それは、君主の隸属的服従者であった。彼らの第一の関心は、君主の自己への“おおぼえ”であり、彼らの志向は、あげて君主個人に向けられていた。官吏の任免は、君主の恣意的な判断にゆだねられていた。又、官吏としての彼等の権限は、明確に規定された権限に基づくものではなく、自由にその権限の拡大・転換・縮小が可能であった。官職は、恣意的に意味内容が変化し得た。官吏の権力行使は、行政規則に厳格に従うものではなく、官吏個人の自由な裁量にゆだねられていた。これらが、この期の一般的特徴であった。

当時、官吏の職務への忠誠意識は、近代官僚制の特有な性格、つまり「没主觀的な任務に対する没主觀的な勤務忠実」ではなくして「しもべの忠誠であり、厳格に個人的君主を志向している」⁽⁶⁰⁾であった。

また、官吏は、俸給により生活していたと言われてはいるが、その実、彼らは、給料に五六倍する金額を官職を私的に利用して臨時収入として得ていた。当時このことは、役得として正当でかつ当然のものとみなされていた。こには正当な収入とわいろとの間に、画定的な線は引けなかった。この役得の例として、トレヴァーローパーは興味深い例をあげている。⁽⁶¹⁾それによるとイギリス絶対王政期、大法官と大蔵卿は、巨額な私的収入を得られる官職であった。一六〇〇年での大法官職は、給料は年額五〇〇ポンドであったのに、実収入は、三〇〇〇ポンド以上であるとさ

れていた。又当時、或る裁判所長官は、年額一三三ポンドの給料を得ていたが、これ以外に、この官職の私的利用により、役得として年額二〇〇〇ポンドを得ていた。しかも、この人は、まだ良心的な行政官であるとみなされていたとされる。このような官職の私的利用を王権は認めており、自己の支配権の強化のために利用した。エリザベス一世は、臣下に土地や現金を与えることを儉約して、官職や裁判官の地位を授けることにより満足させていたとされる。これを評して、トレヴァ＝ローバーは「彼女は廷臣たちに現金ではなく、同胞たる臣民を食い物にする権利を与えた」⁽⁶²⁾と述べている。これが当時の官吏の俸給生活の現実であり、他の国でも、同様のことが認められる。

上記のように公的な意義をもつ官僚が私的なものにより左右されている=「官職には『私的な』領域と『官職的な』領域との官僚制に特徴的な区別がない」⁽⁶³⁾が、換言すれば、公私混融、公的職務活動と私的生活との峻別がないことが顕著に認められる。

このように、この期の官僚制は、M・ヴューバーにより指摘されている家産官僚制の通時的な性格を強く保有していた。

さらに、公・私混融の最たるもので、この期のいやほんの特徴としては、官職売買 (*Vénalité des offices*) の普遍的な存在と、それがひときわ盛んだったことが目を引く。

公職としての官職が、私的な家産であると理解され、それ故に、それが売買されることがあたりまえであるとされていた。ことに、フランスはこの売官制の典型国であるとされている。当時、フランスでは、ブルジョアの投機の対象として官職が買われ、貴族身分 (法服貴族 *noblesse de robe*) も金とひきかえに叙せられた。あらゆる官職が買われ転売 *résignation* された。王権財政の有力な財源として売官制を認め、これを明確に制度化させた。これが

が、フランソワ一世が一五二一年に設けた臨時収入局 (Bureau des parties casuelles) とひう官庁であった。官職は Nouvelle marchandise と呼ばれていた。⁽⁶⁴⁾ ブルジョアの官職への執心は、いやらしいまでに強烈であったとされる。

しかし、官職売買は、一人フランスの絶対王政下の特殊現象ではない。イギリス、プロイセンにも姿をかえて広く深く存在していた。⁽⁶⁵⁾ これは、近時の学界が等しく認める所であり、我国でも成瀬教授の精緻な研究⁽⁶⁶⁾が発表されている。

ところで我々は、従来一般的に言われていたり、⁽⁶⁷⁾ いの期の官僚制において、古い家産官僚 Officers が、絶対王政の確立に伴い、王権の担い手たる新しい官僚 Commissaires により、排除なし無力化されていく過程という単純なものではなく、これらの一いつの官僚制が対抗しつつも、相互補完的に絶対王政を支えていたことを理解しなければいけないと思う。⁽⁶⁸⁾ いのことは、プロイセンの郡長制が、一いつの官僚制の接合点であつたことやフランスでは富裕ブルジョアの官職貴族が、新しい官僚の代表としての地方総監に選ばれていたがその例示となる。彼ら古い官僚は、王権によりきらわれながら、王権がいかに彼らに多く依存していたか。その相互癒着が如何に深く支配体制にくい込んでいたかをみれば解り得ると思う。

かくのうとく官僚制における Officiers と Commissaires の相互反旗的・相互依存的な官僚支配体制の形成は、絶対王政の特徴たる身分社会の特権ヒエラルキーが王権による行政国家化に伴い、新たな位置づけと権能賦与にもとづく組み込みといいうこの時期の一般的傾向を、官僚制という一分野で表示しているにすぎない。成瀬教授は、絶対王政期の官僚制の性格分析の以上のような問題点を、次のように述べられている。

絶対王政下の『官僚』なるものを、単純に国家主権の代行者として『身分制社会』に対置する——あるいは、あたかも中世都市を封建社会の中の異物と見なすように『身分制社会』を掘り崩す近代化の推進者と見る——ので

はなく、逆に何よりもまず、『身分制社会』の特權ヒエラルヒーの中に位置づけ、これとの内面的な連関において理解する

右に述べたように当時の官僚制は、移行期によく認められる旧いものと新しいものの混融の中に、混沌たる姿を提示していた。が、しかし、その進歩的な局面は、強力に近代中央集権的国家権力形に向けて、その力をつけていた。なるほど、その全面的開華は、市民革命を経た近代国家形成後の近代官僚制を待たねばならないが、近代官僚制の性格を規定づける要因の幾つかは、絶対王政期に作られ、それが近代国家において結実したのを認めねばならないと思う。

よって、我々はここに絶対王政期こそ、近代的中央集権国家権力形成の実働的担い手として官僚制が大いなる役割をはたしたこと認めなければいけない。

ならば、官僚制と並び、絶対王政期の中央集権国家権力形成のもう一つの有力な要因たる常備軍について、以下において問うてみるとする。

(1) 成瀬治「絶対王政成立期の官職概念——ボダンとロワゾーの場合——」『西洋史学 LX XXXV I I』日本西洋史学会編一頁。

(2) ミッタイス＝リーベリッヒ世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説改訂版』創文社三三七頁で中央集権化された国家經營形態を、以下のように描いている。「Dogna（財務庁）の制度が、その一例である。司法は一名の宮廷裁判官(Justitiarius curiae)の下に集権化された。そしてこの全く近代的な感じを起こさせる国家運営方法を、ホーエンシュタウフェン朝が利用しようとしたのであった。レーエン法も徹頭徹尾求心的に組織されていて、もっぱら王権強化に奉仕した。封建的自治権も都市自治権とともに破壊された。」又、フリードリヒ二世の專制支配の様子は、ブルクハルトが更に明瞭に記述している。

それは「フリードリヒ二世の法令〔とくに一二三一年以降の〕は、けつきょく、封建国家を完全に破壊し、人民を、意志も武器ももたないが最高度に納税能力をもつた大衆に、変化させることになった。フリードリヒ二世は一切の司法上の勢力と行政を、それまでのヨーロッパにとては未聞のやり方で、中央集権化した。どんな官職も、もはや人民の選挙によって、占められることは許されなくなった。それを犯せば罰として、その土地は略奪され、市民は奴隸の身分に落とされた。包括的な徵稅台帳とイスラム教的な老練さをもつて、税金は残忍酷薄なやり口で取り立てられた。もちろん、そうでもしなければ、近東人の手から金を取り上げられはしなかつた。ここにはもはや人民は存在しない。たとえば、特別の許可なくしては国外で結婚することができず、また無条件では外国の大学で学ぶことが許されないような、統制しうる一群の臣下があるにすぎない」（柴田治三郎訳 前掲訳書 六六頁より）である。

- (3) 例えは、高山博「十二世紀ノルマン・シチリア王国の行政官僚」『史学雑誌』第九三編十二号を参照されたい。
- (4) O・ヒンツィ 成瀬治訳『身分制議会の起源と発展』創文社 二九頁。
- (5) 越智武臣『近代英國の起源』ミネルヴァ書房 四二頁。
- (6) S・B・クライムズ 小山貞夫訳『中世イングランド行政史概説』創文社 三一七頁。
- (7) 栗山義信「初期テューダー財務行政に関する問題」『西洋史学XL』四五頁。
- (8) 以下は、越智武臣の前掲書 四一～八七頁、栗山義信の前掲論文三三一～五一頁。S・B・クライムズの前掲書 三一五～三六六頁。尾野比左夫「ヨーク朝における財務行政の変化——chamber 機関の成立——」『史学研究』七七・七八・七九合併号 五七〇～五八七頁等々を参照した。
- (9) 詳しくは、栗山義信「テューダー革命論争」『史林』四九卷二号 一一九～一三八頁を参照されたい。なほ、この論争を生み出した G. R. Elton の著作¹²⁾が、The Tudor Revolution in Government; Administrative change in the Reign of Henry VIII, Cambridge press, 1953, England under the Tudor 1955. である。
- (10) 栗山義信の前記注(7)の論文 四六～四九頁。
- (11) S・B・クライムズ 前掲訳書 三五二頁。
- (12) 大野真弓「ヨリザベス朝官僚の性格」『イギリス絶対王政の権力構造』東大出版 八頁。尾野比左夫「ヨーク朝における中央行政の特質——諮問會議行政について——」『史学研究』一一号 三八～五六頁。同「初期チューダー朝における中

央行政の特質」『史学研究』1回11号 国11～五九頁。

(13) 詳しへせ F. W. Maitland, *Divisions of Realm and Local Government*, op. cit., 1968, pp. 39-54. 参照既ねれど。

(14) Ibid., pp. 206-209. 治安判事の権限拡大過程の歴史について、古典的な記述がある。(トーダー朝期の地方制度の簡潔
で要を得た記述は、ヘンリイ・ヤロウ 水野成夫・小林正訳『英國史』新潮文庫、118回～119〇頁に、又治安判事の意義
立派な論述は、G. M. Trevelyan, English Social History, Pelican Books, pp. 185-186. ‘が載る。)

(15) B. H. Putnam, *The Transformation of the keepers of the Peace into the Justice of the peace 1327-1380. Transformations of the Royal Historical Society*, 4th Series, VOL XII, 1929. Shire officials; Keepers of the peace and Justice of the peace, in the English Government at work 1327-1336, VOL III, ed. by J. F. Willard, W. A. Morris and W. H. Dunham, 1950. Proceedings before the Justice of the peace in Fourteen and Fifteen Centuries, Edward III to Richard III, 1938, 等である。

(16) 城田毅「初期の治安判事——八五一四八五」『史学雑誌』71編六号、1111～1160頁。小山貞夫「治安判事制成立史論(1)」『法学』第17卷1号1～119頁、117卷11号58～85頁、117卷11号三一～八六頁。鶴見卓三「イギリス絶対王政下の地方統治機構——治安判事の機能を中心として——」『千葉大学文理学部文化科学紀要』第五一八号 115～116頁。

(17) 小山教授によれば、「治安判事の俸給に関する、14世紀全体としては無給の期間がほとんどを占めるが、少なくとも14世紀末には、治安判事は俸給を得ていただけを知ったのであり、その額の一日前ハシリングも、111110年の王座裁判所の首席判事が年額40ポンドを貰っていたと比較するとかなり低いが、大工の親方の賃金が一日4ペニス、奉公人 serriers が法定年賃金10シリング、実際に110シリングや114シリング、牡牛一頭10シリング、四ドラムの小麦1シリングであった当時の賃金・物価水準からみぬる、かなりの高額であったことを知りうる」と述べておられる(小山貞夫前掲論文(1)四号四四頁)。

(18) 小山貞夫 同論文 四号 八四頁。

(19) 同論文 四号 四九頁。

(20) 16031・4年に、あぐつての種類の賃金が治安判事において裁定されることが立法化された。治安判事は、従来の職

近代中央集権的国家権力形成の先駆(1)

務に加えて、資本主義発達」と毛織物工業発達に伴う、労働政策において、國家権力の出先機関として重要な働きをなした。詳しくは、岡田与好『イギリス初期労働立法の歴史的展開』御茶の水書房、「治安判事による賃金裁定のメカニズムとその解体」一一四~一五六頁。アシュリー著アレン増補矢口孝次郎訳『イギリス経済史講義』有斐閣一一九~一四八頁。

(21) 大野真弓 前掲書 一九七頁。

(22) 近藤申一『イギリス議会政治史(2)』敬文堂、一一七頁におけるS・B・クライズの記述からの引用。S. B. Chrimes, English Constitutional History, 1953, P. 126.

(23) 成瀬治『大世界史13朕は国家なり』文芸春秋 一〇二一~一〇六頁。

(24) 中木庸夫『フランス絶対王政の構造』未来社 一一一~一一三頁。

(25) 同書 一八五~二一一页参照。

(26) 千葉治男『ルイ十四世 フランス絶対王制の虚実』清水書院 一九頁。

(27) レオポルド＝フォン＝ランケ 小林栄三郎・村岡哲訳「強国論」「ランケ選集歴史・政治論集」千代田書房 一八頁。

(28) 以下の記述は、Fr・オリヴィエ・マルタン著 塙浩訳『フランス法制史概説』創文社 第二卷 第三章 六五八~七〇九頁。野田良之『フランス法概論上巻(2)』有斐閣 三五二~三六六頁参照。

(29) 成瀬治 前掲書 一二二六頁。

(30) 中木庸夫 前掲書 三四四頁。

(31) 同書 三一八頁。

(32) マルタンの「一般官職就任は一家門の昇格を飾る」(マルタン 前掲訳書 六九四頁)から知られるように富を得た市民は、金で官職を得、徐々に官職階位を上って社会的地位を上昇していった。これが当時のフランス市民の希望であったとされる。この例示として、マルタンは、約一世紀かけて地位上昇していくル・テリエ家の歴史を記している。このように官職上昇した一門は、彼の一族を頭職につけて自己の地位の保全と拡張をはかった。ル・テリエは、陸軍卿として軍事行政面で大きな力を持ち、大法官職をも占めた。ル・テリエの子 ルヴォア、孫のバルブジュも陸軍卿を務めた。そして、又、大コルベールの死後には、この一門のル・ペルティが財務総監職をも占めた。他方、コルベール家は、大コルベールが財務総監・海軍卿を占め、彼の子セニヨレイが海軍卿を、彼の実弟クロワントンとその子トルシイがともに外務卿を占めた。

(33) 野田良之 前掲書 三七三頁。

(34) 千葉治男 前掲書 六五〇六六頁。

(35) 野田良之 前掲書 三七五〇三七六頁。

(36) 千葉治男 前掲書 六七頁、同趣旨を中木庸夫の前掲書三一八頁には「約三十八人の知事によつて管理される国家機構」
(サニヤク)と述べている。

(37) 野田良之 前掲書 三九五〇三九六頁。

(38) 中木庸夫 前掲書 三二一〇三二二一頁。

(39) 同書 三一一一頁。

(40) 簡単には、Robert-Hermann Tenbrack, translated by Paul J. Dine, *A History of Germany*, pp. 127-132. 林健太郎
『プロイセン・ドイツ史研究』東大出版 高柳信一『近代プロイセン国家成立史序説』有斐閣 1161～117頁等を参照

されたい。

(41) 総監理府が成立するまでの中央行政機構の整備過程の歴史は、オットー＝ビンツィヒ「一八世紀におけるプロイセン軍事＝官僚國家」F・ハルトウング、R・フォーアハウス他著 成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店、三一五〇三三六頁。上山安敏『ドイツ官僚制成立論』有斐閣 一八三〇二〇八頁。F・ハルトウング 成瀬治・坂本栄八郎訳『ドイツ国制史——五世紀から現代まで——』岩波書店一三三一八九頁等々に詳しい。以下の記述は主としてこれによる。

(42) 五部局のそれぞれの担当地域と所管事項とは、第一部局は、プロイセン、ポンメルン、ノイマル地域と、軍事、糧株、宿営。第二部局は、クールマルク、マグデブルクの地域、地方行政一般。第三部局は、ライン地方と製塩、郵便。第四部局は、ミンデン、ハルバーシュタット地域と、貨幣。第五部局は、担当地域はなく、主として司法を管轄した。各部局には、二人の大臣が任命されていた。

(43) 以下の引用は、上山安敏 前掲書 一八八〇一九〇頁。

(44) 王が、大臣や国家行政機構の意向を無視して、直接命令だけを与え、それに絶対的に従わせる統治形態は、フリードリヒ・ヴィルヘルムの時代に確立された。この王は、ヴスターハウゼンにある粗末な狩獵館から国政改革の重要な指令を、有無を言わざぬ強さで命じた。彼は、大臣や行政機関とは、王の命令を忠実に実行すればよいとだけ考えていた。S・フィッシュ
ー＝ファビアン著 尾崎賢治訳『人はいかにして王となるか プロシアの栄光とフリードリヒ大王』日本工業新聞社 九三一〇三頁。

- (45) F・ハルトウング 前掲訳書 一六三頁。
- (46) 上山安敏 前掲書 二二三頁。
- (47) さらに詳しく、十八世紀のプロイセンの地方行政は、阪口修平「十八世紀プロイセンにおける絶対主義と身分制——地方行政、ラントラート・クライス身分制——」『西洋史学』CII を参照されたい。
- (48) 成瀬治「プロイセン絶対王政成立期における官僚制の性格—— rehmenkasse の問題を中心に——」柴田三千雄・成瀬治編『近代史における政治と思想』山川出版社、三八頁。
- (49) 同論文 二頁。
- (50) S・フィシヤー＝ファビアンの前掲訳書 九五頁。
- (51) 上山安敏 前掲書 二二一頁。
- (52) マックス・ヴューバー著 阿閉吉男・脇圭平訳 「近代官僚制の特徴」「官吏の地位」『官僚制』角川文庫 七〇一九頁を参照。
- (53) P. Anderson, op. cit., p. 28.
- (54) ゲルハルト＝ヒーストライヒ「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」F・ハルトウング、R・フィーアハウス 成瀬治 前掲訳書 一四五〇—一五六頁。
- (55) 同論文 二五五頁。
- (56) 規律の問題と官僚制の関係については、M・ヴューバーの「規律の最も合理的な落し子たる官僚制」という言葉が、その関係を明瞭に示している。規律の意義については、M・ヴューバー 世良晃志郎訳『支配の社会学II』創文社 五〇二〇五〇七頁に詳しい。このことは、常備軍のところで再び述べる。
- (57) M・ヴューバー 阿閉吉男・脇圭平 前掲訳書 一二一頁。
- (58) J・H・ヨリオット 藤田一成訳『スペイン帝国の興亡』一四六九—一七一六 岩波書店 一八六〇—一八七頁。
- (59) M・ヴューバー 世良晃志郎訳「第四節七、家産制的官職、家産制的官吏と官僚制的官吏との相違、八、家産制的官吏の給養、实物給与的ブツリュンデと役得ブツリュンデ」『支配の社会学I』創文社 一九〇〇—一九一九頁参照。
- (60) 同訳書 一九九頁。
- (61) H・R・トレヴァー＝ローパー 今井宏訳「十七世紀の全般的危機」『十七世紀危機論争』創文社 九二〇—九七頁。

(62) 同訳書 九四頁。

(63) M・ヴァーバー 壬良晃志郎の前掲訳書 一九五頁。

(64) 野田良之 前掲書 三一〇～三一五頁。

(65) フランスでは、富を得た市民は、金で官職・貴族身分を買ふ社会的地位を上昇していった。ある町では、市民の半分以上が何んらかの官吏であったとされる。しかし、これとても例外的な事例ではなし。ボルドー市民で、或る一人の御用商人が、財をなし、貴族身分を、そして他の多くの官職を買ふのを上へて行った。この代田にあたる人々が『Hヤー』を著わす、大思想家シャル・ハイケム・ド・モンテーニュである。このようして官職を得たブルジョアジーが、フランスの旧体制では独自の一つの階層となしていた。このことからノックシス・ド・ムグケイルは以下のように述べてゐる。“The administrative officials, almost all bourgeois, formed already a class which had its own peculiar spirit, its own traditions, its own virtues, its own honour, its own proper pride. It was the Aristocracy of the new society which already formed and living; it only waited for the Revolution to clear a place for it. (translated by M. W. Patterson, L'Ancien Régime, Basil Blackwell, p. 69. むつ)

(66) 成瀬治教授の諸研究は、今まで多く引用してゐる。それには、売官鬻吏の如きは、特に重要なものは、注(4)の論文である。

(67) 野田良之教授の前掲書によれば、十六世紀のフランスでは、官職は大体へ commissaires と officiers の二つに区別され、いたゞく。官吏も官職の二つの性質の違うにより区別された。commissaires は「王の発する《lettres de commission》（親任状）によつて、一定の職務を委任せられるのであって、しかもその権能は空間的・時間的に限定せられており王の御意に召する間だけ継続するのである。従つてこの官職に任せられた者は、こゝで王の任意に罷免しうるのであり、又他方、この者はその委任せられた事務についてのみ王の代理しつゝ」(三一九頁) である。この代表的な官職は、國務尚書、尚璽官・財務総監・國務顧問官などである。他方 officiers は「《lettre de provision d'office》（辞令）に基づき、任命されたものである。「特定の具体的な事項が委任せられたのではなく、ただ一挺の官職（office）がこれにより授与せられ、その職務の内容は別に王令によって定められぬ」であり、職務は固定的で、原則としては、終身官であり、重大な職務上の過失以外は、王は勝手に罷免できないものであった。この官職の代表例は、最高法院・最高評定院の職である。

(68) 成瀬治 前掲注(1)の文献 一頁。